

# 三朝町人権教育推進5ヵ年計画書 (第7次)



令和5年3月

三朝町教育委員会  
三朝町人権教育推進協議会

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 三朝町町民憲章                          | 1  |
| 「人権尊重の町」宣言                       | 1  |
| 「生涯学習の町」宣言                       | 1  |
| まえがき                             | 2  |
| 序 文                              | 3  |
| 1 第7次三朝町人権教育推進5ヵ年計画              |    |
| (1) 三朝町全体                        | 4  |
| (2) 行政部会                         | 14 |
| (3) 社会教育部会                       | 16 |
| (4) 保育・学校部会                      | 18 |
| (5) 事業所部会                        | 20 |
| 2 添付資料                           |    |
| (1) 第11次三朝町総合計画(人権関係部分抜粋)        | 23 |
| (2) 三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例      | 24 |
| (3) 三朝町差別をなくする審議会規則              | 25 |
| (4) 部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針 | 26 |
| (5) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例              | 36 |
| (6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律          | 39 |
| (7) 生涯学習の町づくり推進計画書(人権関係部分抜粋)     | 40 |
| (8) 三朝町人権教育推進協議会規約               | 42 |
| (9) 三朝町人権教育推進協議会組織図              | 45 |

# 三朝町民憲章

わたくしたちは、いで湯と山にめぐまれた三朝町民である誇りをもって、郷土を美しく豊かにするために、わたくしたちが守るべき規範としてこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたちが自主自立の意欲を基調に、たゆまぬ努力と反省をかさね、住みよい町を築こうとするものであります。

わたくしは三朝町民です。

- からだをきたえ、明るく笑顔で働きます。
- 緑を育て、豊かな環境をつくりまします。
- ことばを正しく、思いやりの心で接します。
- 時間を守り、よい風習を育てます。
- 家庭をあたたく、しあわせな未来を築きます。



町の花：ホンシャクナゲ

昭和 43 年 10 月 21 日 議会議決



町の鳥：ヤマセミ

## 「人権尊重の町」宣言

私たちが、しあわせに生きてゆくために最も大切なことは、人を人として尊重しあうことです。

お互いの人権を守って明るい社会を築くことが、町民すべての願いであります。

基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを実現するため、ここに三朝町を「人権尊重の町」として宣言します。

昭和 63 年 9 月 28 日 議会議決

## 「生涯学習の町」宣言

わたしたちは、豊かな緑、清らかなせせらぎ、そして湯けむりに恵まれた「ふるさと三朝」をこよなく愛し、いつも「しあわせ」を実感して生きることのできる人生と町づくりを生涯学習に求め

- ☆ 健康で 笑顔のあふれる 町づくり
- ☆ 心豊かで 高い文化の薫る 町づくり
- ☆ 産業の振興で 活力のみなぎる 町づくり

の実現をめざします。

そのため、町民憲章の精神をふまえ、生涯にわたって、いつでも・どこでも・自ら進んで学習を行い

- ☆ し 社会の一員としての、自覚と役割を高めつづけます。
- ☆ あ あたたかい人間愛を育て、心のふれあいを深めつづけます。
- ☆ わ 若さと健康を誇り、たくましく生きる力を養いつづけます。
- ☆ せ 生業に励み、豊かさとうるおいを求めつづけます。

ここに、町制施行 35 周年を記念して、三朝町を「生涯学習の町」とすることを宣言します。

昭和 63 年 9 月 19 日 議会議決、昭和 63 年 11 月 1 日大会宣言

町の木：トチノキ



## まえがき

わが国では、人権尊重社会の実現に向けて、様々な人権教育の取り組みが推進され、人権侵害は少なくなっていると言われます。

しかし、現実の状況を見ると、近年の急速な情報通信技術の進展や近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、虐待等が発生したり、DV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題等の多様な人権問題が依然として存在しています。

このように人権が脅かされようとする時代だからこそ、三朝町は、昭和63年に宣言された「人権尊重の町」をもう一度思い起こし、「あらゆる差別と偏見を許さないまち・三朝町」の実現を目指し、人間関係が疎遠になり、人が孤立しがちな現代社会にあって、お互いの人権を尊重しながら、困ったときには助け合い、みんなが安心して暮らせる、笑顔の溢れる三朝町を創っていく必要があります。このことは、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念とも合致するものであり、今後もしっかりと継続していきたいと考えています。

また、本町では平成10年に策定した「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針」に基づき、鳥取県の部落解放月間に合わせて全5回の「人権教育講座」を開講、また、小地域人権問題学習会として町内各集落で「人権学級」を開催、そして、全町民参加の「差別をなくする三朝町集会」の三つの活動を人権教育の重要な柱として取り組んできましたが、近年参加者の固定化や参加者数の減少が見られ、「参加する人はいつも同じ」「いつまで続ける」、「自分は差別しないし、もう差別はなくなったのでは」などの意見があります。

しかし、人権教育は、私たちが幸せな人生を送るために欠くことのできない教育であり、学びから「知り」、「気づき」、そして日ごろの「自分自身を振り返る」唯一の機会として、生涯にわたって継続することが大切です。

この「第7次三朝町人権教育推進5ヵ年計画」は、これまでの三朝町の人権教育の課題や問題点を踏まえながら、関係者の協力を得て、今後5年間の人権教育の推進を図るため策定したものです。

町民の皆様一人ひとりのご理解とご協力を得て、本計画を着実に実行し、三朝町の人権教育の一層の充実・発展を図り、「笑顔と元気があふれ輝く町」の実現を目指してまいりたいと願います。

令和5年3月

三朝町教育委員会

教育長 西田 寛司

## 序 文

三朝町は、人権教育推進協議会を中心に「人を人として大切にしよう」をスローガンに掲げ、住民一人ひとりが主体者となって、地域の特色を活かした魅力ある町づくりを創造するため、また、安心・安全で豊かな生活を実現するため、人権感覚を磨き、人権意識を高め、人権を尊重する町づくりを推進しています。

特に昨今、全国的な状況として、孤立無縁な社会が蔓延し、独居高齢者の孤独死や安易な理由による殺傷事件が後を絶ちません。さらに、経済的・人的格差社会といわれる日常生活の中には、様々な不合理な差別、人権を侵害する差別が今なお存在しています。

これらの差別は、一人ひとりが差別を許す体質を温存しているからであり、そのことは同時に、自分自身の人権を自分で侵害していることにつながっていることを自覚することが必要です。すべての人が幸せな生涯を送るためには、自己の差別性に気づき、これを解消するとともに、自己の人間性の向上とお互いの人権を尊重した日常生活の実現が不可欠であり、その実現こそが、人権教育の目指すものです。

一人ひとりが、近所や地域のつながり、命の大切さを考えるような視点を学習に取り入れ、そして、多くの人に参加できる学習の場となるよう、人権教育の充実を図らなければなりません。

人権教育は、自己の生き方を学ぶものであり、すべての人に欠くことのできない生涯教育です。繰り返し学習を続けることで新たな問題に気づくこともあり、一人ひとりが、生涯学習の一環として積極的に取り組み学習を積み重ねていくことが重要です。幅広い年代の方々に各種学習会への参加を呼び掛け、学習する中で、「共に支え合い、共に生きる」ということをもう一度考える機会にいただき、人と人が豊かにつながる「人権尊重のまち三朝町」を実現しなければなりません。

三朝町は、平成31年3月「第11次三朝町総合計画」を作成し、「笑顔と元気があふれ輝く町」を目標に、その実現のため町づくりの主役となる町民が地域で元気に活躍し、みささの個性を活かしたまちづくりを進めるための行動宣言「“みささ”する」を設定し、諸施策に反映させた取り組みを推進しています。

町民の皆さんの一人ひとりのご理解ご協力を得て、「第7次三朝町人権教育推進5ヵ年計画」が着実に実行され、三朝町の人権教育のなご一層の発展を図り、「差別のない明るく住みよい町」を目指してまいりたいと念願しております。

令和5年3月

三朝町人権教育推進協議会

会長 岩本美樹

## 第7次三朝町人権教育推進5ヵ年計画

### 【三朝町全体】

#### ≪現状と課題≫

昭和40年、同和対策審議会の答申を受け、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以来、同和問題の解決を「行政の責務」「国民的課題」と位置付け、一定の格差解消や周辺地域を含めた環境整備は図られましたが、その特別措置法も平成14年3月末を持って失効しました。

しかし、あらゆる分野での差別・人権侵害がある限り人権施策はなされるべきであり、平成12年に「人権教育及び人権啓発に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、平成15年「個人情報の保護に関する法律」、平成16年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、平成24年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、さらに、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」令和元年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など数々の法律が施行されました。このように新たに顕在化したあらゆる人権問題の解決に向けて推進が図られています。

鳥取県では、平成8年7月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、翌年の4月には、人権施策の総合的な推進を図るため「人権施策基本方針」を策定しています。また、平成14年には「今後の同和対策のあり方」を示し、これまでの同和行政の成果を踏まえ、一層の推進が図られています。「人権施策基本方針」は、これまで四度の改訂が行われ、基本理念をより明確にして、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化、国、市町村、関係団体、NPO法人等民間団体、企業等との連携を図るなど、「お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない社会づくり」を実現するために、様々な施策を総合的に展開し、差別解消の取り組みが積極的に推進されています。その結果、同和地区の一定の格差解消や周辺地域を含めた環境整備が図られました。また、地域、学校、職場などあらゆる場においての人権教育・啓発が推進され、相談窓口や分野別施策も充実してきたことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインの取り組みによる障がいのある人たちの社会参画も進んできています。しかし、同和問題ではインターネットを利用した悪質な差別が顕在化するなど、未だに部落差別問題は解消されていない状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、SNSでの悪質な誹謗中傷、いじめ、虐待、ヘイトスピーチなど人権をめぐる社会情勢は大きな変化を見せており、より一層の対応が求められています。

三朝町においても、三朝町人権教育推進協議会を中心に、これまで同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて努力を重ねてきました。全集落を対象とした人権学級（小地域人権問題学習会）や人権教育講座を開催し、同和問題をはじめ人権に関わる問題を学習してきました。

また、町民・町内在勤者が一同に会する「差別をなくする三朝町集会」も継続してきました。さらに、町では平成6年に「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、平成11年には「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針」を定め、現在まで積極的に人権教育・啓発活動を推進しています。

こうした中、令和2年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見等様々な人権問題が発生しました。人権問題は、同和問題だけでなく、男女共同参画、障がいのある人の人権、子どもの人権、高齢者の人権、外国人の人権、病気にかかわる人の人権、刑を終えて出所した人の人権、犯罪被害者等の人権、性的マイノリティの人権、生活困窮者の人権、インターネットにおける人権、ユニバーサルデザインの推進、さらに、拉致被害者等の人権、災害の被災者の人権、プライバシー侵害や各種ハラスメントなど様々な問題があります。人は、誰もが生まれながらにして、何ものにも侵されることなく幸せに生きる権利を持っているにもかかわらず、現実には多くの差別が存在しています。

このことから、あらゆる人権問題の解決に向けて、行政と地域、関係団体、学校や保育園、事業所等が、それぞれの立場で活動を展開していかなければなりません。それらが一体となり、誰もが幸せに生きることができる、人権の確立した社会「人権のまち三朝町」実現のため、年次的に目標を定めながら、人権教育の推進を目指してこの計画を策定いたしました。

令和4年7月に実施した「三朝町人権意識調査」から分析した三朝町の現状をご報告いたします。

## 1 差別等の実態

「過去5年間の日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるか」について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は12.0%と、前回調査(23.4%)から減少しているものの、「差別待遇(不平等・不利益な取扱い)」「プライバシーの侵害」「職場での嫌がらせやいじめ」など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生している。

また、「過去5年間で同和地区(被差別部落)の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがあるか」について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は6.2%と前回調査(13.0%)より減少しているものの、「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」が最も多く、依然として「部落差別」が存在している。

直接的な人権侵害のほか、「普段の生活場面における人間関係の中で、あなたは平等に扱われているか」について、「平等に扱われていない」「どちらかといえば扱われていないと思う」と回答とした割合は、「家庭において」で21.6%、「地域において」で21.9%、「学校または職場において」で15.5%と、「平等に扱われていない」と感じている人は少なくない。

## 2 人権に関する考えや認識等の実態

### (1) 人権に関する考え・認識

人権に関する考えについての設問の中で、「さまざまな人権問題が話題になるが、自分とは関係のないことだ」について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合は71.6%と、多くの人々が、人権問題は自分にかかわる問題としての認識を持っている。

また、「子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要だ」という考えについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が80.9%、「日本で暮らす外国人が、母国の言葉や文化を大切にすることを尊重すべきだ」という考えについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が80.9%と、問題解決のために必要なことに関しても多くの人々が理解を示している。

一方で、「差別だ、差別だ、と騒ぎすぎる人が多い」という考えについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は35.6%、「差別される人にも、それだけの理由がある」という考えについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が24.6%もあり、「差別を受ける人」に対する排除意識を持っている人もかなり存在している。

具体的な人権問題に関する認識についての回答を見ると、「インターネット」「ハンセン病」「障がい者」などで認識が比較的高く、「性的マイノリティ」に関しても少しずつ理解が進んできていると思われる。

しかし、「女性」「子ども」「高齢者」「外国人」の人権に関しては、認識が不足している。日常生活の中で社会的弱者であること自体も見過ごされている可能性もうかがえる。

### (2) 同和問題(部落差別)に関する認識

#### ア 同和地区(被差別部落)、同和問題(部落差別)

「同和地区(被差別部落)の起源や歴史、同和問題(部落差別)の現実(就職・結婚差別、差別発言・落書き、インターネット上の書き込み等)」について、「ある程度知っている」と回答した割合は31.3%に過ぎず、「少し知っている」や「同和地区(被差別部落)が存在していることは知っている」と回答した割合の方が高くなっており、同和地区(被差別部落)についての正しい知識が普及しているとは言えない。

#### イ 結婚差別、土地差別、身元調査

「結婚差別」、「土地差別」、「身元調査」の回答の関係をみると、同和問題（部落差別）の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていないことがわかる。

「相手が同和地区（被差別部落）出身者であることを理由に結婚に反対すること」に、「絶対に反対してはいけない」と回答した人は、「物件が同和地区（被差別部落）にあるという理由で避けることはない」と回答する割合が高く（65.4%）、身元調査についても、「しなくてもよい」と回答する割合が最も高い（32.1%）。

一方で、「結婚に反対したい気持ちは理解するが反対してはいけない」と回答した人は、「物件が同和地区（被差別部落）にあつたら、避ける」と回答する割合（23.1%）が高く、身元調査についても、「場合によっては、身元調査をせざるを得ないこともある」と回答する割合が高い（48.1%）。

したがって、結婚について「絶対に反対してはいけない」と回答した人と、「反対したい気持ちは理解するが反対してはいけない」と回答した人では、「結婚差別を否定する立場」は同じであっても、認識や意識に差があり、「反対したい気持ちがあつても反対してはいけない」と回答した人には、同和地区（被差別部落）やその住民への偏見や差別意識が考えられる。

「住宅を選ぶ際に、物件が同和地区（被差別部落）にあつた場合どうするか」に、「物件が同和地区（被差別部落）にあるという理由で、避けることはない」と回答した人は、結婚について「絶対に反対してはいけない」と回答する割合が高く（60.2%）、身元調査については、「しなくてもよい」と回答する割合が高い（61.4%）。

反対に、「物件が同和地区（被差別部落）にあつたら、避ける」と回答した人は、結婚について、「反対したい気持ちがあつても反対してはいけない」と回答する割合が高く（55.6%）、身元調査については、「場合によっては、身元調査をせざるを得ないこともある」と回答する割合が高い（44.4%）。

「結婚や就職に際して身元調査をすること」について、「絶対に身元調査はしてはならない」と回答した人は、結婚については「絶対に反対してはいけない」と回答する割合が高く（63.4%）なっている。

### 3 人権に関する考え・認識と態度や行動等の関係

人権に関する考えについての設問と他の設問の回答と、態度や行動等の関係を確認した。

「人権に関する考え」について、人権感覚が「望ましくない回答をすること」は、「手助けの経験が少ない」ことや「同和問題（部落差別）についての認識が低い」こと、「研修会等に参加意欲が低い」「人権意識が低い」と関係していることがわかる。

### 4 差別や人権侵害の経験

#### (1) 差別や人権侵害を受けた経験

差別や人権侵害を受けた経験によって、人権に関する感知度が高くなり、「自分自身が差別を行ったことがあるかもしれない」と感じたり、「同和問題（部落差別）についての正しい認識」や「人権意識」が高くなると考えられる。

#### (2) 差別や人権侵害を行った経験

「過去5年間の日常生活で、差別や人権侵害を行ったことがあると思うか」に「ある」「あるかもしれない」と回答した人（22.2%）は、人権に関する考えについての設問で「望ましい回答」の割合が高くなる傾向にあり、「差別や人権侵害を行ったことがある」と回答した人の多くは、人権感覚・認識、人権意識が高い人と考えられる。

### 5 同和問題（部落差別）に関する取組

#### (1) 同和問題（部落差別）の学習

「同和問題（部落差別）について、はじめて知ったきっかけ」について、「学校の授業で教わった」と答えた割合が37.7%、「父母や家族から聞いた」が23.5%、「同和問題（部落差別）を知らない」と答えた割合は0.7%となっている。

「同和問題（部落差別）を知っている」割合がある程度高いのは、学校教育での影響が大きいと考えられる。



同和問題（部落差別）を初めて知ったきっかけが「学校の授業で教わった」場合、「父母や家族から聞いた」場合に比べ、「結婚差別」について正しい知識・態度が身についている傾向がみられ、同和問題（部落差別）を学校の授業で扱うことの効果が認められるものの、その後の社会生活の中で同和問題（部落差別）の偏見を意識的あるいは無意識のうちに学習してしまう可能性も考えられる。

#### (2) 同和地区（被差別部落）やその住民との関わり

「同和地区（被差別部落）やその住民との関わり」については、「同和地区（被差別部落）に友人、知人がいる」が38.7%、「同和地区（被差別部落）やその近くに住んでいたことがある」が8.5%、「同和地区（被差別部落）内の施設を利用したことがある」が7.9%など、半数以上の人々が地区（被差別部落）や住民と何らかの関りがあり、「関りは特にない」は20.8%となっていた。

「同和地区（被差別部落）やその住民との関わり」があることは、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識を高めることと関係していると考えられる。

#### (3) 同和問題（部落差別）の正しい理解

同和問題（部落差別）についての知識があることが、同和問題（部落差別）の解消への態度、行動につながっていると考えられる。

なお、自由記述の意見の中には、「地区の人が騒ぎすぎる」「ほおっておけばよくなる」「終わったこと」「あまり意味がない」などから見られるように、部落差別解消に向けた取組の目的や意義についての正しい理解が必要と考えられる。一方で「子どもたちにしっかり学習してもらいたい」「効果は上がってきている」「教育を受けて部落差別はなくなりつつある」など、肯定的な意見もあり今後も正しい理解を深める活動を継続していく必要がある。

### 6 人権教育・啓発の取組

#### (1) 講演会、研修会等への参加

「過去5年間に人権に関する講演会や研修会、地域の学習会等に何回参加しましたか」についての回答は、「参加したことがない」が49.0%（前回調査43.7%）、「1～4回」が30.0%（前回調査37.5%）、「5～9回」が8.6%（前回調査14.5%）、「10回以上」が3.9%（前回調査4.2%）と、「参加したことがない」割合の方が高い。

研修会等に参加することによって、人権感覚や人権意識が高くなることが確認できたが、研修会等の参加者を増やさなければ効果は上がらない。

また、研修会等への参加の有無は人権への関心度が影響していると考えられるため、人権への関心度を高めたり、参加のきっかけを作ることが重要であると考えられる。

#### (2) 啓発物等

「過去5年間に人権問題を理解するのに役立つもの」と「講演会や研修会、地域の学習会等への参加」の関係を見ると、「冊子・パンフレット」や「広報誌」が役立つと回答した人では、研修会等への参加した割合が高く、「新聞」「テレビ・ラジオ」「インターネット」と回答した人では、研修会等への参加した割合が低い。

また、啓発物等で「役に立ったものがない」と回答した人は、全体の12.8%で、そのうち74.0%は研修会等に「参加したことがない」と回答している。

人権問題を正しく理解するためには、冊子やパンフレットを活用したり、定期的に講演会や研修会等に参加することが重要であることから、研修会に参加したことがない人に参加を促したり、広報の仕方について工夫をする必要がある。

#### (3) 人権教育・人権啓発

「人権教育・人権啓発の取組の必要性」については、大多数の人が肯定的な回答をしている。

このことから、今後も人権教育・人権啓発を継続していくことは大切と考えられる。

## 【 まとめ 】

今回の調査結果から、差別等の実態や取組の課題が明らかになった。

### <差別等の実態>

- プライバシーの侵害、差別待遇や職場での嫌がらせなど、日常生活で様々な人権侵害が発生している。
- 人権問題の認識は比較的高い。一方で、女性や子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティの認識が不足している。
- 地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動などの「部落差別」が依然として存在している。
- 同和問題（部落差別）の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていない。

### <同和問題（部落差別）に関する調査から>

- 同和問題（部落差別）を初めて知ったきっかけが「学校の授業で教わった」場合、「父母や家族から聞いた」場合に比べ、「結婚差別」について正しい知識・態度が身についている傾向がある。しかし、その後の社会生活の中で同和問題（部落差別）の偏見を意識的あるいは無意識に学習してしまう可能性も考えられる。
- 同和問題（部落差別）についての知識があることは、同和問題（部落差別）の解消への態度、実践行動につながる。
- 同和地区（被差別部落）やその住民との関わりは、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識を高めることと関係しており、交流の機会や、地域課題の解決に向けて協力して活動する取組も重要である。

### <様々な人権問題に関する共通の課題>

- 人権感覚が健全に働いていることや、人権問題を正しく認識していることが、人権に関する意欲や態度、実践行動につながる。
- 人権問題を正しく理解するためには、定期的に講演会や研修会等に参加することが重要であることから、研修会等に参加していない人にいかにして参加してもらうかが課題である。
- 自由記述の意見に、今後の人権教育・啓発の取組の課題や様々なヒントが含まれている。

## 【調査の概要】

- (1) 調査対象 三朝町内在住の16歳以上の者 720名
- (2) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出法（令和4年5月1日現在）
- (3) 調査客体数 (2)により抽出した者に送付した調査票に関し、発送日までに死亡、宛先または移転先不明等により返送された調査票を除いた710名
- (4) 調査時期 令和4年7月（回答締切は、7月29日であったが、8月10日までに回収されたものを有効とした。）
- (5) 調査方法 (2)により抽出した者に対し、郵送により調査票を送付して実施した。また、今回はSNS（Googleフォーム）を利用した回答も行った。なお、調査票は無記名とした。
- (6) 有効回答数 281名（内SNS 24）
- (7) 回収率 39.6%（281/710）

## 【 回答者の属性 】

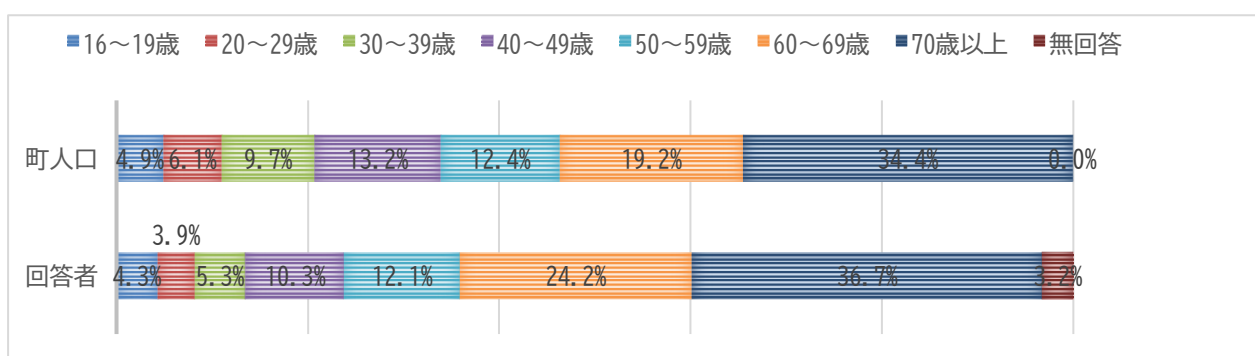
### 1 性別

回答者を性別で見ると、男性 48%、女性 49%、無回答 3%となっている。

| 男性  | 女性  | 無回答 | 全体     |
|-----|-----|-----|--------|
| 134 | 139 | 8   | 281    |
| 48% | 49% | 3%  | 100.0% |

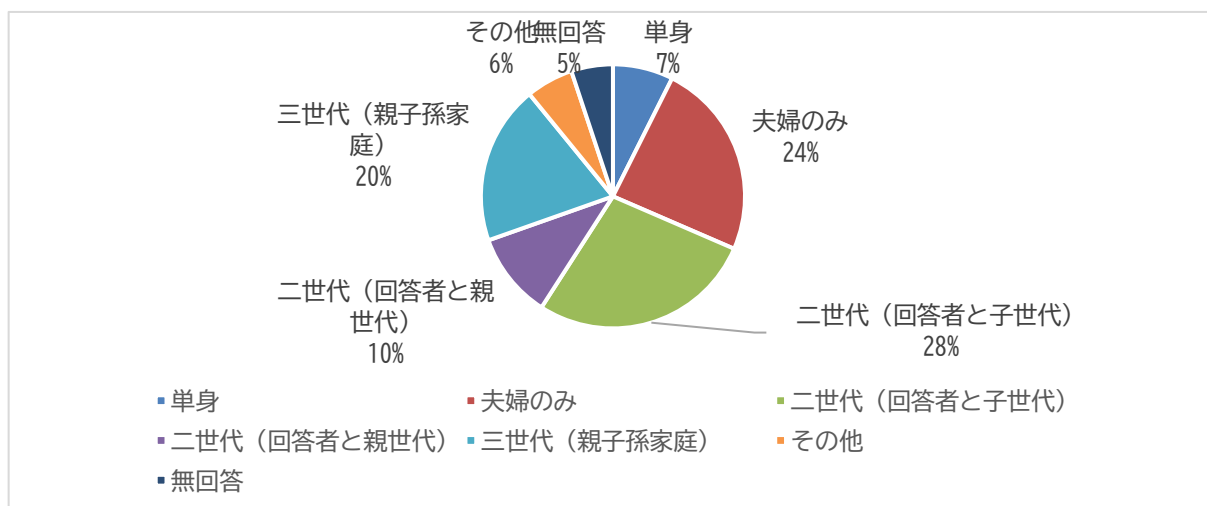
### 2 年齢

回答者を年齢別で見ると、16～19歳が 4.3%、20歳代が 3.9%、30歳代が 5.3%、40歳代 10.3%、50歳代 12.1%、60歳代 24.2%、70歳以上の年代は 36.7%となっている。



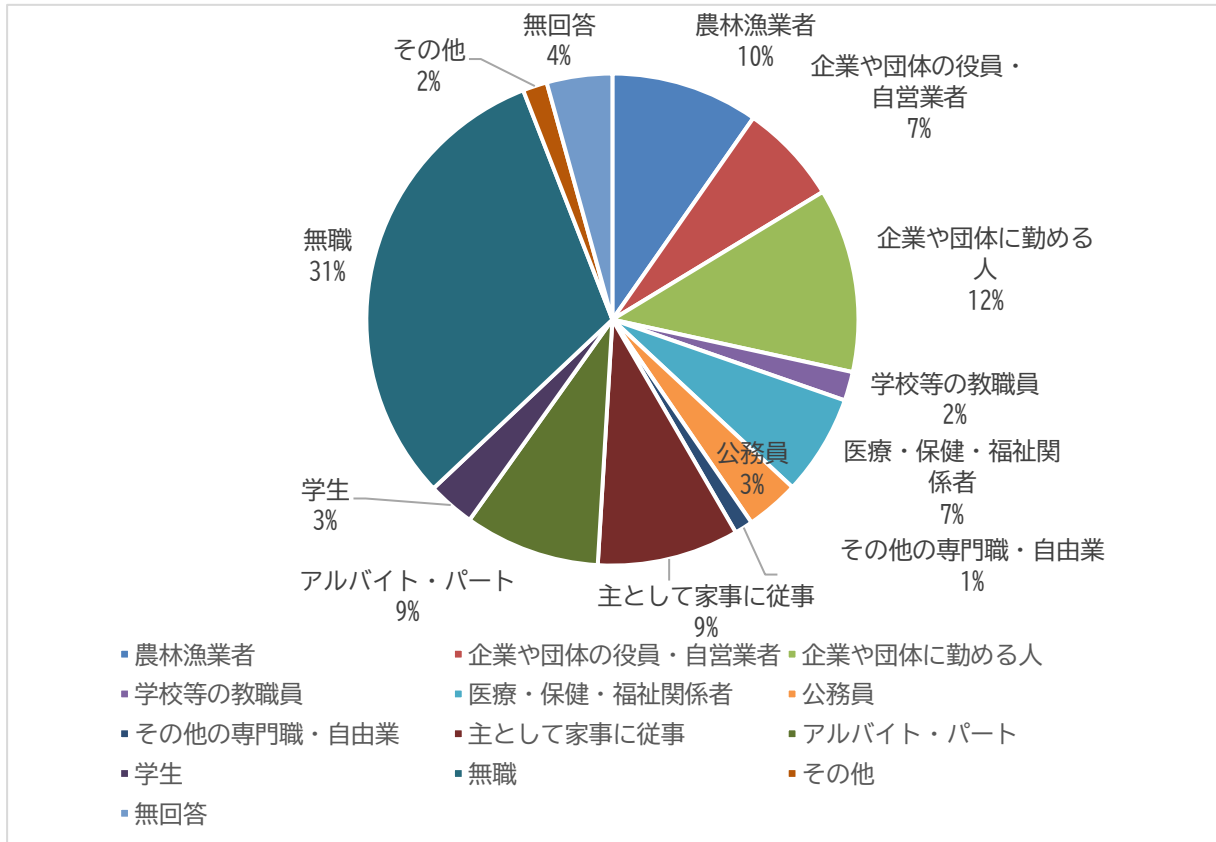
### 3 家族構成

回答者を家族構成で見ると、単身が 7%、夫婦のみが 24%、二世世代家族（回答者と子世代）が 28%、二世世代家族（回答者と親世代）が 11%、三世世代家族が 19%、その他が 6%となっている。



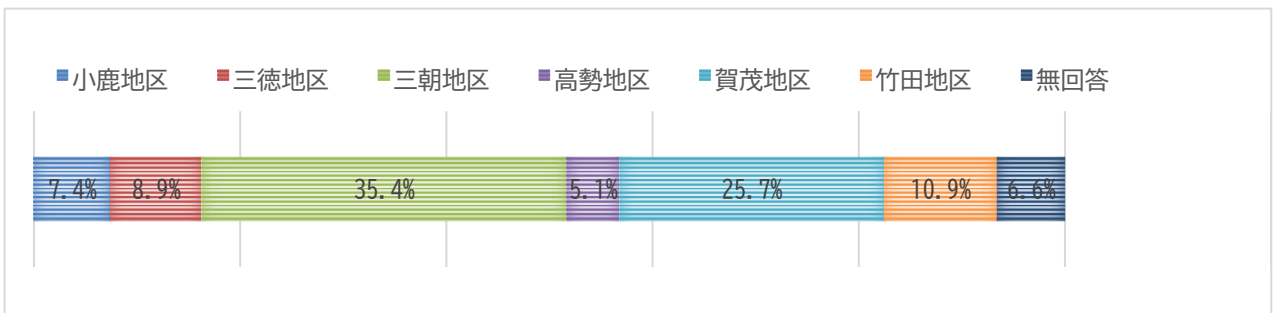
#### 4 職業等

回答者の職業等について以下のとおり分類したところ、その占める割合は円グラフのとおりである。



#### 5 居住地

回答者の地域ごとの割合は以下のとおりである。



以上が人権意識調査概要です。  
意識調査にご回答いただいた多くの方々のご協力に感謝いたします。

## 1. 基本方針

### (1) 人権教育は「生涯学習の原点」である

人権教育は、「人を人として大切にすることを育て、一人ひとりの人権教育を確立して、あらゆる差別をなくし、すべての人が幸せな生涯を送ることのできる社会の実現を目指す」教育です。

このことは、すべての人のかけがえのない尊い命が自他ともに何よりも大切に守られ、人が人らしく幸せな生涯を送るための根幹となるものです。

三朝町は、昭和 63 年に町議会の議決により、いつも幸せを実感して生きることのできる人生と町づくりを生涯学習に求める「生涯学習の町」を宣言しました。人権教育は、その原点となるものです。

### (2) 人権教育は「すべての人に不可欠な教育」である

日常生活の中には、部落差別をはじめとする不合理な差別、人権を侵害する差別が今なお存在しています。これらの差別は、一人ひとりが差別を許す体質を温存しているからであり、そのことは同時に、自分自身の人権を自分で侵害していることにつながっていることを自覚する必要があります。すべての人があらゆる差別から解放された幸せな生涯を送るためには、自己の差別性に気づき、これを解消するとともに、自己の人間性の向上と互いの人権を尊重した日常生活の実現が不可欠です。その実現こそが人権教育の目指すものです。

その意味で人権教育は、自己の生き方を学ぶものであり、すべての人に欠くことのできない教育です。

## 2. 目 標

(1) 「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」と「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針」の具現化に向け、人権教育の重要性を正しく理解する。

(2) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、自己の差別性解消と差別を許さない自己の確立を図る。

- ① 差別と自分との関わりを学習する。
- ② 差別の現実を深く学習する。
- ③ 自己や周囲の差別性に気づき、それを正す。

(3) 命の尊さと人権教育の重要性を正しく認識し、その確立に向けて行動する。

- ① あらゆる人権問題に関する不合理性を学習し、その解決に向けて行動する。
- ② 不合理な格差や差別の実態を解消するために行動する。

(4) 自己の日常生活の向上に役立っていることを実感できる人権教育を実践する。

- ① 自己の生き方を深く見つめ直し、生活の向上を図る学習をする。
- ② 人権確立の諸施策が、自己の生活に深く関わっていることを認識できる学習をする。

## 3. 目標を実現するための方法

### (1) 指導者の養成

- ① 推進員研修会の開催
  - ・ 集落推進員 ⇒ 地区研修会の開催
  - ・ 団体・事業所等推進員 ⇒ 推進員研修会の開催
  - ・ 町人推協各部会推進員 ⇒ 全体の推進員研修会の開催

- ② 継続した人権教育講座の開設
- ③ 各種研究会・大会への派遣
- (2) 学習活動の推進
  - ① 地区別学習会の開催
    - ・人権学級の開催など
  - ② 町全体研修会の開催
    - ・差別をなくする三朝町集会の開催
  - ③ 団体・事業所研修会の開催
  - ④ 人権学習機会の拡充
    - ・人権出前講座の実施
    - ・人権啓発番組の制作・放送
- (3) 広報・啓発・調査活動の強化
  - ① 広報・啓発紙「人推協だより」、「共に生きる」の発行
  - ② 人権教育講座、人権学級、差別をなくする三朝町集会、各種大会や研修会などの報告
  - ③ 広報・啓発活動に関する内容や方法の研究
  - ④ 各種調査の実施や関連条例等の見直し

#### 4. 目標を実現するための組織整備

- (1) 地区単位の人権教育推進組織の設置
  - ① 組織化に向けての準備
  - ② 組織の活動内容等の検討
  - ③ 各地区推進員の研修
- (2) 町人推協組織の強化
  - ① 役員・幹事会の組織強化
    - ・役員・幹事会の開催、研修促進
  - ② 各部会の組織強化
    - ・各部会活動強化のため他部会との交流を促進
    - ・各部会の課題設定とその解決方策の検討
  - ③ 各委員会の機能強化
    - 総務企画委員会 — 推進5ヵ年計画の進捗状況の把握と推進の強化
      - ・町人推協の活動全体の企画と推進
    - 教育研究委員会 — 学習教材の検討・作成
      - ・人権教育講座、人権学級、町集会、町人推協諸活動の学習方法や内容の研究
      - ・町民意識調査の実施と結果の活用
    - 広報啓発委員会 — 広報・啓発紙の発行、啓発方法の研究、各種調査の実施
- (3) 「三朝町差別をなくする審議会」との連携強化

#### 5. その他

町人推協規約及び組織図 別記(末尾添付)

## 具体的年次計画表 【三朝町全体】

| 目 標        |   | ① 人権教育の重要性を正しく理解する。<br>② 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、自己の差別性解消と差別を許さない自己の確立を図る。<br>③ 命の尊さと人権教育の重要性を正しく認識し、その確立に向けて行動する。<br>④ 自己の日常生活の向上に役立っていることを実感できる人権教育を実践する。 |                                  |                                  |                                  |                                  |
|------------|---|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 区 分        | 具体的な到達目標  | 2023年度 (R5)   | 2024年度 (R6)                      | 2025年度 (R7)                      | 2026年度 (R8)                      | 2027年度 (R9)                      |
| 組織の強化      | ①地区単位の人権教育推進組織の設置   | 地区単位での組織設置の検討   | 組織化                              | 組織の強化                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ②人推協役員・幹事会の強化   | 会議の開催と研修の促進   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | 次期推進計画の検討                        |
|            | ③人推協各委員会の組織強化<br>・総務企画委員会<br>・教育研究委員会<br>・広報啓発委員会<br>・審議会との連携 | ・各部会活動の支援<br>・学習資料の検討・作成<br>・広報・啓発紙の発行・研究<br>・審議会との連携   | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ |
|            | ④推進員の研修   | 各部会推進員研修会開催<br>推進員全体研修会の開催  | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒                   | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒                   | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒                   | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒                   |
| 指導者の養成     | ②継続した人権講座の開催  | 人権教育講座の開催   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ③各種研修会、大会への積極的参加  | 全同教、県集会への参加   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ④地区別学習会の開催  | 人権学級の開催   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
| 学習活動の推進    | ②町全体研修会の開催  | 町集会の開催  | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ③団体、事業所研修会の開催   | 個別研修会の開催  | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ④人権学習機会の充実  | 出前講座<br>人権啓発番組<br>人権啓発資料の貸出   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ①広報の充実強化  | 「人推協だより」の発行   | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
| 広報・啓発活動の推進 | ②啓発資料の発行  | 「共に生きる」の発行  | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ③啓発方法の研究  | 町報、防災無線の活用  | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            |
|            | ④各種調査の実施  | ・委員会における研究協議  | ⇒ ⇒ ⇒                            | ⇒ ⇒ ⇒                            | 町民意識調査の実施                        | 調査分析活用研究                         |

# 【行政部会】

## 1. 基本方針

三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（以下「条例」という。）及び条例に基づく活動指針（以下「活動指針」という。）を基に、町民一人ひとりの人権問題への意識を高め、日常のあらゆる差別を解消し、差別のない明るい町づくりに努める。

とりわけ行政に携わる者として、あらゆる人権問題に対し、責務と役割を自覚して使命感を持って問題解決にあたる。

また、人権問題と自分の仕事との関わりを把握し、施策に反映できるように努め、行政サービスの向上を図る。

## 2. 目 標

- (1) 条例および活動指針に基づき、その施策を積極的に推進する。
- (2) 地域・職場から差別をなくし、明るい町づくりを目指す。
- (3) 一人ひとりがリーダーとして活躍できる理論と実践力を身に付ける。
- (4) 部落差別をはじめとするあらゆる差別を排除し、真に民主的な差別のない明るい地域社会を目指した行政活動に努める。

## 3. 学習活動の推進

- (1) 三朝町差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）において、差別の解消に向けた重要事項を調査し、それを審議する。
- (2) 各委員・職員の人権学習会を実施する。
- (3) 各種講演会・研修会・学習会等に、積極的に参加する。
- (4) 差別の現実を学ぶ。

## 4. 推進指導者の養成

部会推進員の中から指導者を養成する。

## 5. 部会運営体制

### (1) 運営方針

各委員・職員別の運営を主体とする分会及び連絡調整を行う連絡会の体制を強化しながら推進する。

### (2) 組織体制

| ( 分 会 )     | (連絡会)           |
|-------------|-----------------|
| 農 業 委 員     | 各 委 員 会 事 務 局 長 |
| 民 生 児 童 委 員 | 総 務 課 長         |
| 各 種 委 員     | 町 民 課 長         |
| 人 権 擁 護 委 員 |                 |
| 行 政 職 員     |                 |



## 具体的年次計画表 【行政部会】

| 目 標                                   | ① 条例および活動指針に基づき、その施策を積極的に推進する。<br>② 地域・職場から差別をなくし、明るい町づくりを目指す。<br>③ 一人ひとりがリーダーとして活躍できる理論と実践力を身に付ける。<br>④ 部落差別をはじめとするあらゆる差別を排除し、真に民主的な差別のない明るい地域社会を目指した行政活動に努める。 |  |                |                |                |                |
|---------------------------------------|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 区 分                                   | 具体的な到達目標  | 2023年度<br>(R5)                             | 2024年度<br>(R6) | 2025年度<br>(R7) | 2026年度<br>(R8) | 2027年度<br>(R9) |
| 組織の確立<br>と部会の開催                       | 部会、分会、<br>連絡会の組織<br>を強化する   | ・分会、連絡<br>会の組織確<br>立<br>・部会・連絡<br>会の実施     | 部会・連絡<br>会の実施  | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          |
| 学習活動の<br>推進・全体<br>研修・部門<br>別研修会<br>など | ①各分会、職<br>場で人権学習<br>会を実施  | ・各分会で<br>学習会の実<br>施<br>・職員は職<br>場研修で実<br>施 | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ |
|                                       | ②人権学級・<br>研修会・講演<br>会等へ積極的<br>参加  | 人権学級・<br>研修会・講<br>演会等への<br>積極的な参<br>加      | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          |
| 推進指導者<br>の養成                          | 部会推進員が<br>指導者となり<br>うるよう研修<br>を実施   | 部会推進員<br>の研修                               | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          | ⇒ ⇒ ⇒          |
| 広報・啓発<br>活動の推進                        | 町民への啓発  | ・町広報紙<br>での啓発<br>・行政無線<br>での啓発             | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒<br>⇒ ⇒ ⇒ |

## 【社会教育部会】

### 1. 基本方針

「人を人として大切にすることを育て、一人ひとりの基本的人権を確立して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々が幸せな生涯を送ることができる社会の実現を目指す教育」とする。

人権教育は、生涯学習の原点であるという基本方針を踏まえ、さらに身近にある差別を自分達の課題として捉え、行動力を培い、互いに支えあいながら、社会教育活動の中で積極的に推進する。また、人権問題の学習を通して、差別をしない姿勢や実践力を培うと同時に、人権意識の高揚に努める。これからの人権教育は、いままでの人権教育をより充実、発展させる方向を捉え、すべての人の共生と自己実現に係わる営みとして、また体系的で普遍性を持った教育として推進する。

### 2. 目標

人権問題の解決を町民一人ひとりの課題として捉え、日常生活の中で信頼と敬愛に満ちた人間関係を創り、すべての人々が幸せな生涯を送ることができる社会の実現を目指す。

- (1) 人を人として大切にすることを育て、一人ひとりの基本的人権の確立を図る。
- (2) 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、積極的に社会教育活動を推進する。
- (3) 社会教育の各種学級、諸集会および団体活動などを人権教育の研修と位置付けて、生活課題と人権問題を結びつけた学習活動を行う。
- (4) 人権問題の不合理性に気づき、すべての人権問題を解決する学習を行う。

### 3. 指導者養成のための学習の強化と組織の充実

人権学級の充実と強化を図り、地域に密着した人権教育を推進するため、地域協議会に人権教育の担当組織を確立し、地域と連携しながら人権学級の指導者を育成し、後継者の養成に努める。

### 4. 関係組織の連携で組織強化

関係組織の代表で組織する「社会教育部会」を強化する。代表幹事および事務局長は社会教育課長を充て、事務局は社会教育課に置く。

## 具体的年次計画表 【社会教育部会】

|                |   |  |                      |                      |                      |                      |
|----------------|---|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 目 標            | ① 人を人として大切にすることを育て、一人ひとりの基本的人権の確立を図る。<br>② 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、積極的に社会教育活動を推進する。<br>③ 社会教育の各種学級、諸集会および団体活動などを人権教育の研修と位置付けて、生活課題と人権問題を結びつけた学習活動を行う。<br>④ 人権問題の不合理性に気づき、すべての人権問題を解決する学習を行う。 |  |                      |                      |                      |                      |
| 区 分            | 具体的な<br>到達目標  | 2023年度<br>(R5)                         | 2024年度<br>(R6)       | 2025年度<br>(R7)       | 2026年度<br>(R8)       | 2027年度<br>(R9)       |
| 組織の確立          | 地区単位の人権教育推進組織の設置  | 地区単位の人権教育推進組織の検討                       | 組織化                  | 組織の強化                | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 |
| 組織の強化          | 部会の組織強化   | 部会の開催                                  | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 |
| 学習活動の<br>推進    | ①地区別学習会の開催  | 人権学級開催(全集落)                            | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 |
|                | ②各種団体別研修会の開催  | ・町集会の開催<br>・各種団体別研修会の開催                | ⇒⇒ ⇒<br>⇒ ⇒⇒         | ⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒         | ⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒         | ⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒         |
| 指導者の<br>養成     | 推進員の拡大と研修強化   | ・指導者養成<br>・各種団体推進員の拡大<br>・地域協議会役員研修会開催 | ⇒ ⇒⇒<br>⇒⇒ ⇒<br>⇒ ⇒⇒ | ⇒⇒ ⇒<br>⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒ | ⇒⇒ ⇒<br>⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒ | ⇒⇒ ⇒<br>⇒ ⇒⇒<br>⇒ ⇒⇒ |
| 広報・啓発<br>活動の推進 | 町民への啓発  | ・町広報紙での啓発                              | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 |
|                |   | ・行政無線での啓発                              | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 | ⇒ ⇒⇒                 |

## 【園・学校部会】

### 1. 基本方針

- (1) 地域の日常的な暮らしの問題や部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を的確に把握することにより、保育や教育の課題を明確にし、全職員の責務としてその解決を図るために研修・実践に努める。
- (2) 子ども一人ひとりの願いや人権を大切にし、社会生活の中にある差別の問題を教材化し、差別を許さない個や集団の育成と活動内容の充実を図る。

### 2. 目 標

- (1) 全職員が人権教育および人権保育について研修を深め実践力を高める。
- (2) 一人ひとりの子どもの全面発達を保障し、人権を大切にする心を育てる。
- (3) 「人権尊重社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深める」学習を通して、生活を高め行動化を図る。
- (4) こども園・保育園・小学校・中学校のみならず保護者や地域とも連携を強化する。

### 3. 活 動

- (1) 豊かな人権文化を築く資質を備えた個や集団の育成
- (2) 部会及び各園・各学校での職員研修の実施
- (3) 役員会、保小中連絡会などでの情報共有と連携強化
- (4) 各種の人権学習会や研修会への積極的な参加
- (5) 啓発・広報活動の推進

## 具体的な年次計画表 【園・学 校 部 会】

| 目 標                          | ① 全職員が人権教育および人権保育について、研修を深め実践力を高める。<br>② 一人ひとりの子どもの全面発達を保障し、人権を大切に作る心を育てる。<br>③ 「人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する」学習を通して、生活を高め行動化を図る。<br>④ 保・小・中・保護者・地域との連携を強化する。 |                |                |                |                |                |
|------------------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 区 分                          | 具体的な到達目標  | 2023年度<br>(R5) | 2024年度<br>(R6) | 2025年度<br>(R7) | 2026年度<br>(R8) | 2027年度<br>(R9) |
| 豊かな人権文化を築く<br>資質を備えた個や集団の育成  | ①年間指導計画の作成及び見直しと実践<br>(各園・各校)   | 作成及び見直しと実践     | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ②各学年に応じた人権学習の工夫・改善  | 工夫・改善          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ③協力・参加・体験を核にした指導法の研究  | 指導法の研究と実践      | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
| 部会及び各園・各学校での職員研修             | ①人権教育研究発表会(隔年)  | 三朝小            | 三朝中            | 全体研修           | 三朝小            | 三朝中            |
|                              | ②夏季研修会の実施<br>(6年担任会・講演会等)   | 研修会実施          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ③各種研究会への参加<br>(中部人墾・全同教等)   | 研究会参加          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ④授業研究会・保護者研修会の実施  | 研究会・研修実施       | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
| 情報共有と連携強化及び各種学習会、研修会への積極的な参加 | ①各校授業研究会・各園の保育の公開   | 授業・保育の公開       | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ②人権教育講座・人権学級・町集会への参加  | 積極的参加          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ③保小中連絡会(年2回)  | 連絡会開催          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ④保小連絡会  | 連絡会開催          | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ⑤関係機関との連携   | 連携強化           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
| 広報・啓発活動の推進                   | ①人権保育だよりの発行(年2回)  | 保育だよりの発行       | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ②人権啓発リボンパジャマの着用   | リボン等着用         | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |
|                              | ③人権標語の作成  | 標語作成           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           | ⇒⇒ ⇒           |

# 【事業所部会】

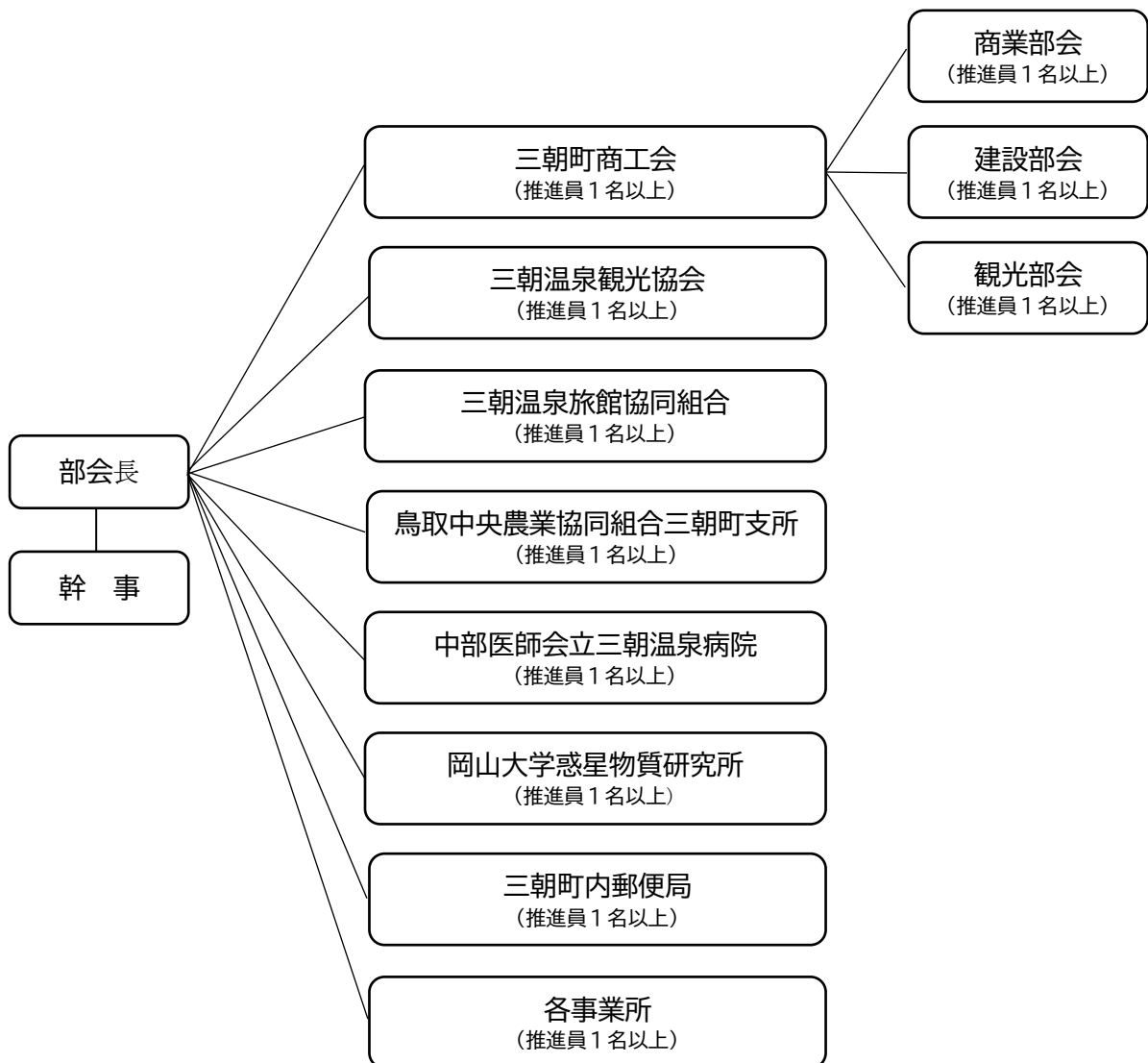
## 1. 基本方針

各事業所において、職場研修を強化し、人権問題の学習を繰り返し行う。特に対人関係における差別意識や、ハラスメントのない職場づくりに取り組む学習をする。

## 2. 目標

- (1) 人権教育推進体制を確立し、部会会議・部会研修会を開催し、各職場の連携を図り、明るい職場づくりに努める。
- (2) 推進員は、研修会および各種大会等に積極的に参加し、人権問題に対する認識を深め、職場のリーダーとなって差別解消の学習を促進し、望ましい人間関係の樹立を図る。

## 3. 組織図



## 具体的年次計画表 【事業所部会】

| 目 標        | ① 人権教育推進体制を確立し、部会会議・部会研修会を開催し、各職場の連携を図り、明るい職場づくりに努める。<br>② 推進員は、研修会および各種大会等に積極的に参加し、人権問題に対する認識を深め、職場のリーダーとなって差別解消の学習を促進し、望ましい人間関係の樹立を図る。 |                                   |                 |                 |                 |                 |
|------------|--|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 区 分        | 具体的な<br>到達目標   | 2023 年度<br>(R5)                   | 2024 年度<br>(R6) | 2025 年度<br>(R7) | 2026 年度<br>(R8) | 2027 年度<br>(R9) |
| 組織の確立      | 各事業所との連携強化   | 各事業所との連携強化                        | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
| 部会議の開催     | 部会会議開催   | 各事業所推進員の合同研修                      | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
| 学習活動の推進    | 各職場、組織単位での学習会の実施   | ・各職場、組織単位で学習会を実施<br>・管理職員の研修会を実施  | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
|            |  |                                   | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
| 指導者の養成     | 各事業所推進員がリーダーとなって学習を促進  | 研修会・大会等に積極的に参加、学習を深め指導者力を養成       | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
| 広報・啓発活動の推進 | ①職場・組織・社内の機関紙掲載による啓発<br>②会議での啓発  | ・機関紙(湯けむり・町報等に掲載)による啓発<br>・積極的な啓発 | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |
|            |  |                                   | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           | ⇒ ⇒ ⇒           |

## 添付資料



**第 11 次三朝町総合計画**  
(平成 31 年 3 月作成 人権関係部分抜粋)

**【基本計画】**

第 1 章 体 系

町の将来像

「笑顔と元気があふれ輝く町」

基本理念

「まち」と「ひと」個性が交響する町づくり

第 2 章 共に取り組む主な施策と事業

1 感性と自立心を育む町

～学校、家庭、地域で手を携え、共に頑張る人づくりを進めます～

第 3 章 分野別の施策と展開

第 1 節 感性と自立心を育む町

第 3 項 自立と社会参加のすすめ

1 生涯学習の振興

現状と課題

- ・すべての人が、生涯にわたって自主的に学習し続けることで自己が成長し、地域を担う人づくりにつながります。そのためにも、学校、家庭、地域が連携した“共育”への取り組みが必要です。
- ・何歳になっても学べる場を提供するため、三朝大学高齢者学級など町全体で取り組む事業を実施しています。このような機会を発展させ、“学ぶこと”を多面的にとらえた、地域と共に取り組む、いつでも、身近にまなぶことのできるシステム作りが必要です。

施策の体系：生涯学習の振興

- ・生涯学習機会の提供
- ・人権の尊重
- ・人材の活用と活動の場の充実

みささスタイルの実現目標

- ・社会情勢の変化や地域の特性、町民ニーズを的確に捉えながら、町の特色を活かした新しい学びの場を創出し提供します。
- ・学校、家庭、地域、民間団体、町内事業者との連携を図り、町全体で地域の実情に即した共育に取組める体制を構築します。
- ・学校教育と連携しながら、地域の歴史などをよく知る高齢者から学びを受けられる機会を創ります。
- ・「人権尊重のまち・三朝町」の実現に向け、時代に即した人権学習や啓発活動を推進します。

主要施策と目標値

| 施策・事業の概要                                    | 事業主体  | 実施主体  | 目標値<br>(令和 5 年度)             |
|---|-------|-------|------------------------------|
| 人権の尊重<br>・町民人権集会への参加促進<br><br>・人権教育講座への参加促進 | 社会教育課 | 社会教育課 | 参加人数 250 人<br><br>参加人数 300 人 |

# 三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

(平成6年9月30日 条例第33号)

## (目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめ、あらゆる差別により、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、「国民は、すべての基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言及び「人を人として尊重しあう」を掲げた三朝町人権尊重の町宣言を基本理念に、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加による人権尊重の町の確立を図るとともに、差別のない住みよい三朝町の実現に寄与することを目的とする。

## (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

## (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

## (施策の推進)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上人権擁護等諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

## (人権啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体との連携による啓発事業の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

## (実態調査等の実施)

第6条 町は、施策の推進及び啓発事業充実のため、必要に応じて実態調査を行うものとする。  
2 町長は、前項の実態調査を行うにあたり、必要に応じて関係団体の意見を聞くことができる。

## (推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強めるとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

## (審議会の設置)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、三朝町差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

## 三朝町差別をなくする審議会規則

(平成6年9月30日 規則第20号 改正平成13年9月26日 規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例(平成6年三朝町条例第33号)第8条第2項の規定に基づき、三朝町差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者若干名
- (2) 民間団体の代表者 10名
- (3) 町の職員 2名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置き、町の職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月18日から施行する。

# 部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針

(平成11年3月)

## はじめに

西暦 2000 年の扉が今まさに開かれようとしています。

来るべき新しい時代 21 世紀の有るべき姿を考えてみますと、“お互いの「人権」が尊重される社会の実現”が、極めて重要な柱になると思います。

「人権」という言葉は書籍によりますと「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」と記されています。そして、この権利が侵害されている現実があるならば町としては、行政の総力を傾けて、その解消に努めなければならないと考えています。

町では、昭和 28 年の三朝町発足以来、すべての町民の皆様に、幸せな生活を送っていただくために、各種の施策を実施してまいりました。しかし、その施策の内容はどちらかと言えば、皆が利用する道路や公共施設等の「物づくり」に重点を置いて実施されてきたように思います。

施設等の整備は引き続いて、行政の重要な使命ですが、これらが一定の水準の達成を見た現在においては、人々の生活全体を通じての平等感の確保や、生きがいのある生活、あるいはお互いを大切に、理解していこうというような気運の醸成など、「心」に重点をおいた施策を充実していくことが、今後より一層大切になってくるのではないかと思います。そして、行政機関自身も、町民各位の人権に配慮した、言わば「人権行政」を積極的に意識し、その責任と役割を明確にしていくことが必要だと考えます。

この活動指針は、このような社会情勢を踏まえて、現存するあらゆる差別を解消し、人権が尊重される明るい三朝町を創ろうと策定したものです。本指針が、人権に重きを置いた行政の道しるべとなり、町内に住み暮らすすべての人々の人権意識を高揚し、人権が尊重される社会の実現に役立つことを願って止みません。

## 目 次

### 活動指針

- 1 部落差別
- 2 女性差別
- 3 障がい者に対する差別
- 4 子どもに対する差別
- 5 高齢者に対する差別
- 6 外国人に対する差別
- 7 個人プライバシーの保護
- 8 病気にかかっている人に対する差別
- 9 その他の差別

### 活動指針策定の経過

人権は、人が個人として尊重され、安全で安定した生活を送るために欠くことのできない最も重要な権利です。

このため、日本国憲法は「国民はすべての基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障し、また世界人権宣言においても、「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利とについて平等である」と規定し、全世界のすべての人に対して人権を保障しています。

本町では、このような今日の国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、昭和 63 年 9 月に町議会で『人権尊重の町』宣言を行い、基本的人権が尊重され、差別がない明るく住みよい町の実現を目指して取り組みを進めてきました。

しかし、部落差別をはじめ、女性、障害者、子どもなどに対する差別や偏見が根強く現存しており、町民一人ひとりの基本的人権が保障される町を目指すため、関係団体と連携しての差別解消に向けた幅広い人権啓発活動が求められています。

このため、三朝町では平成 6 年 9 月 30 日に「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定。日本国憲法、世界人権宣言及び三朝町人権尊重の町宣言を基本理念に、根本的かつ速

やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加による人権尊重の町の確立を図るための取り組みを開始しました。

この『活動指針』は、平成8年7月に策定された「第8次三朝町総合計画」の『「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」に基づく活動指針を策定し、その推進に積極的に努めます。』の方針に基づき、策定したものです。

町では、21世紀に向けて、差別のない住みよい三朝町の実現を目指すため、町民各位のご協力を得ながら、この活動指針に示した差別をなくすための諸施策を積極的に推進していきます。

## 活動指針

### 1 部落差別

#### (1) 現状と課題

昭和44年(1963)の「同和対策審議会答申」を基本的な理念として、本町におきましては、同和問題の現状を正しく認識し、町民一人ひとりの人権意識の向上と差別意識の解消を図るため、啓発・教育活動を推進してきました。

しかし、結婚に際しての身元調査が後を絶たず、青年たちの結婚に反対するなど、現在も交際ができない家庭があります。これには、同和地区に対する差別と偏見が社会意識として深く潜在化し、今日まで行われてきた同和対策事業や同和教育について、正しく理解されていないことがあげられます。

このことは同和地区がないという現状認識のなかで、「部落差別を許さない」という町民意識の甘さがあるものと厳しく受け止めなければなりません。

以下、平成8年6月に町が実施した「同和教育に関する町民意識調査」で浮き彫りにされた問題点があるので、関係団体と連携をとりながら、各問題の解決に向けて全力で取り組んでいかなければなりません。

※同和教育に関する町民意識調査で浮き彫りにされた問題点

#### ① 高齢者層に対する同和教育の推進

「被差別部落の起源」を「政治的手段」と正しく回答した人が73.2%と高率を占めますが、年齢階層別に見ると、60歳以上では約半数に留まっています。このことから、被差別部落の起源や存在認知について、高齢者層より、若い層の正しい理解が進んでいることが伺えます。40歳以上の層は、被差別部落の存在を知った経過が同和教育によらない認知であって、同和地区に対する差別意識や偏見を植えつけられた世代です。このため、高齢者層に対する同和教育の推進は、今後の大切な啓発課題と言えます。

#### ② 部落差別をなくす方法は、学校や地域での同和教育の推進「いまなお部落差別がありますか」との問いに対しては、75.4%が「ある」と回答しています。

また、この間いで「ある」と回答した人に「部落差別をなくす方法」について質問したところ「学校や地域で同和教育をしっかりと行う」の回答が、前回調査の19.5%から27%と大幅に増加しています。これは、部落差別をなくす方法として、大切だと思ふ点が的確に回答されていて良い方向に進んできています。

#### ③ 高齢者層に多い結婚差別

被差別部落の人が結婚相手のとき、結婚を肯定する人は61.5%と、前回調査49.1%に対し、12.4ポイント伸びています。結婚を肯定する人の割合は、若年層になるほど高く、年齢が上がるにつれて「賛成しかねる」「反対する」の割合が増加しています。このことと、「反対する」「賛成しかねる」とする人がなお21.6%あることは、今後の大きな課題です。

#### ④ 同和対策事業への理解が低い

同和問題解決のための重要な柱である同和対策事業について、「当然である」と肯定的な回答をした人が20.6%となり、前回より6.6ポイント上昇しています。しかし、「よいことだが疑問」の38.2%と「不公平」の22.5%、「しなくてよい」の2.8%、「無関心」の13.7%の否定的意見とを合わせると、77.2%とまだまだ理解度が低い状況にあります。同和対策事業に対する誤った認識を正していくための今後の啓発活動が本町の課題です。

#### ⑤ 若年層の講演会、研修会への参加率が低い

今後の啓発の在り方についての問いでは、①講演会、②学習会、③テレビや映画一の順となっています。これは、年齢別に見ても大きな違いはありません。

しかし、「講演会、研修会への参加回数」を問うと、同和教育への理解度が最も進んでいると考えられる20歳代が最も低く、「講演会、研修会に一度も参加したことがない」の回答が73.5%なのは、大きな問題があります。

学習会、研修会にまず、「参加」することで差別の現実を知り、その不合理性に気づくことによって、はじめて「すべての被差別」の立場にたって現実を見ることができるようではないでしょうか。

今後は、もっと進んで講演会、学習会に参加し、積極的に意見を述べ、批判もしてもらいたいし、参加したくなるような研修会、学習会を設定することが重要となります。

#### ⑥ 同和問題を自分の問題として自覚する

同和问题学習の基本は、「差別の現実に深く学ぶ」という点にあることを、今一度確認しておきたい。「差別の現実」をとらえることによって、被差別の立場の人々の願い、決意などを知ることができます。

調査全般を通して、同和问题を自分の問題として自覚している(と思える)人がまだまだ多くないことが分かります。同和问题とのかかわりを自覚しない限り、差別解消に向けて行動できるようになるのは難しいと言えます。町民の多くは「自分が差別していない」ことで問題が解消すると考えています。しかし、これでは不十分で「差別に中立的立場はない」ことを今一度自覚すべきです。その時、はじめて「人権問題への学習の必要性」が理解されたと言えます。人権問題を学習するのは、人権に関する知識の習得ではありません。その目的は、身近にある差別をなくしていく積極的な行動を身に付けることにあります。

### (2) 施策の大綱

差別意識の解消は、教育によってのみ解決が図られるものであり、同和対策事業はその具体的な手法と言えます。

さらに、部落差別の現実に深く学ぶ中で、「差別は被差別の立場で生じるものではなく、差別する人がいて初めて生まれる」ことを考えると、差別意識を持ち続け、本人の責任でないことで人を差別し傷つけてしまうことは、人間社会にとっても最も不幸なことと言えます。

町民意識調査で明らかとなった各課題を解決に向けて、本町における同和教育推進の意義をしっかりと踏まえながら、本町における重要施策の一つと位置付け、当事者との深い連携のもと、次の諸施策を積極的に展開します。

#### ① 地域社会における同和教育の推進

ア 生涯を通じて、同和教育を積極的に推進します。

イ 学校、家庭、地域社会にかかわるすべての機会を通じて積極的に同和教育を実施します。

ウ 町民一人ひとりの交流と情報交換の場をつくります。

#### ② 保育所・学校における同和教育の推進

ア 乳幼児期、児童・生徒期における同和教育の充実に努めます。

イ 同和教育の内容充実のため、保育園、小・中学校の一層の交流・連携に努めます。

ウ 保護者会、PTAとの連携による同和教育の充実に努めます。

#### ③ 学習機会・情報の提供と指導者養成

ア 町民一人ひとりの学習機会と情報提供に努めます。

イ 地域における指導者の育成に努めます。

ウ 部落差別の現実に学ぶ現地学習会・現地交流会の充実に努めます。

#### ④ 各種団体における同和教育の推進

ア 企業内における同和教育の推進に努めます。

イ 農業団体における同和教育の推進に努めます。

ウ 各社会教育団体における同和教育の推進に努めます。

#### ⑤ 行政機関における同和教育の推進

ア 「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」及びこの「活動指針」等の周知を図り、町民の実態把握に努めます。

イ 生涯学習関連施設とのネットワークを図り、学習機会と情報提供を展開し、各種団体の自主活動の支援に努めます。

ウ 行政および外郭団体の職員研修を充実させ、同和問題の正しい理解と実践力の向上に努めます。

⑥ 各種機関との連携による同和教育推進

ア 部落解放基本法国民運動鳥取県実行委員会と連携を図り、「部落解放基本法」制定の実現に向けて努力します。

イ 鳥取県人権文化センターと連携し、人権啓発・教育活動の充実に努めます。

ウ 各種関係機関及び団体との連携を図り、様々な諸施策の推進に生かします。

## 2 女性差別

### (1) 現状と課題

男女の固定的役割分担意識等、女性の自立を阻害する要因により、女性の資質や能力が十分に発揮できる環境が整っていない状況にあります。また、職場等における賃金格差や性的ないやがらせ(セクシュアルハラスメント)、女性に対する暴力など、女性差別が依然として残っています。

今後、高齢化の進行、産業・就業構造の変化等社会の変化が見込まれる中で、女性に期待される役割が多く、男女が相互に理解し合い、共に対等の社会を構成する一員として住みよい社会づくりに向けた取り組みを推進することが必要となっています。

### (2) 施策の大綱

① 男女共同参画社会を形成するため、社会のあらゆる分野に男女が共同して、参画できるよう社会全体の意識の啓発を図ります。

② 女性問題の解決に向けて、男性の意識改革と積極的な取組の必要性の認識を深めるとともに、女性と男性の協力関係が重要であるという意識を醸成します。

③ 男女が互いの人格を尊重し合える健全な異性観を育てるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、幼児期から生涯を通じての人権の尊重・擁護、男女平等に関する意識を醸成していきます。個性が尊重され、女性が自らの人生を主体的に選択していけるよう、個人の尊厳と男女平等意識の確立に向けた教育や施策を引き続き推進するとともに、性差に関する正しい理解と尊重がなされるよう啓発を行っていきます。

④ 国際的な視野で考え、地域で行動できる人材を養成するため、各種学習機会の開催、参加を促すとともに、各種の活動の支援を行います。

⑤ 乳幼児等各種保育業務の拡大を図るなど、女性の労働環境の整備を促進します。

⑥ 働く女性の増加とともに、女性の継続就労を援助するため、育児休業制度の充実に加えて、保育所、託児施設の整備を積極的に推進します。

⑦ 働く女性の継続就労を援助するため、介護・看護休暇制度の充実に努めます。

⑧ 家庭の責任を男女が共に担い、家事、育児、介護などの負担を分担するという意識を醸成していくとともに、仕事と家庭の両立を支援し、女性が働きやすい環境づくりを促進することや、真の男女平等に向けて、不合理な賃金格差の是正など労働条件の整備を進めていきます。

## 3 障がい者に対する差別

### (1) 現状と課題

障がい者(下注)やその家族が、心ない言葉や冷たい視線を受けることや、人間としての尊厳を傷つけられることのない社会にする必要があります。また、障がい者に不快感を与え、差別意識を拡大するような表現や用語をなくしていく必要もあります。

障がい者の現状は多様化し、重度化、高齢化も進んでいます。今後は、障がいがある人も可能な限り家庭や地域で通常の生活ができる社会づくりのための諸条件の整備が一層求められます。

このため、障がいをもって生まれた人、または、後天的に疾病、交通事故、労働災害などによって障がい者になった人については、医療機関と連携しながら、障がいの早期発見、早

期治療、機能回復訓練の機会の提供、援助を行うことが必要です。また、障がい発生防止のための安全教育の徹底や障がい者を受け入れる職場、地域社会等の理解と協力を醸成する啓発学習機会の提供等を行う必要があります。

障がいのある人もない人もすべて一緒に暮らし、お互いが助けあい支え合う共生の地域社会を実現し、障がいのある人が障がいを感じない地域社会づくりを推進することが求められています。

注) 障がい者－身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者をいいます。

## (2) 施策の大綱

### ① 啓発広報活動の推進

障がい者が住み慣れた地域で自立して積極的に活動できる社会を築いていくためには、障がい者の「完全参加と平等」(下注)、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させていく必要があります。このため、あらゆる機会をとらえ、障がいや障がい者について理解と認識を深めるための啓発広報活動を積極的に推進し、障がい者に対する「心の壁」の除去に努めます。

また、精神障がい者に関する啓発広報活動としては、精神保健の普及啓発や心の健康への関心を深めるとともに、障がい者と地域の人との交流や障がい者を交えた様々な催しを通じて、地域や企業における理解を促進します。

啓発広報は次の事項に重点をおいて進めます。

ア 障がい者は、障がいのない人と違った存在ではなく、同じ社会の構成員であるとともに、一人の人間として基本的人権を等しく保障される権利を有していること。

イ 障がいがあることによって差別や偏見を受ける理由がないこと。

ウ 障がい者は大きな可能性を有していること。

エ 障がい者の問題は、すべての人の問題であり、一人ひとりがその解決に向けて努力しなければならぬこと。なお、障がいや障がい者に関する不適切な用語や表現については、その正しい使用について引き続き啓発を進めます。

注) 完全参加と平等

国際障害者年(1987年)の目標テーマです。障がい者がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加するとともに、健常者と同様の生活条件を得ることを意味します。

### ② 障がい者福祉の推進

障がいのある人が障がいを感じないで生活できる地域社会づくりを推進するため、障害者基本計画を基本に諸施策を展開します。

### ③ 保健医療の充実

ア 障がいを未然に防ぐとともに、早期に発見して的確に対処するため、妊婦や乳児などの健康診査や健康相談、予防知識の普及に努めます。

イ 障がいを軽減、克服するために、更生医療の充実を図るとともに、障がい者の医療費助成の拡充に努めます。また、関係機関等と連携を強化し、適切な時期に効果的な治療や訓練が受けられる体制の確立を図ります。

### ④ 相談・指導の充実

障がい者の日常生活を的確に把握し、関係機関と連携して、日常生活や社会復帰のための相談、指導の充実に努めます。

### ⑤ 在宅援護対策の充実

介護を必要とする在宅障がい者のためのホームヘルプサービスの充実に務め、家事負担の軽減を図るとともに、補装具や日常生活用具の給付・貸付事業の拡充に努めます。また、介護を受けながら安心して暮らせるよう在宅障がい者家庭の住宅改造を援助します。

### ⑥ 障がい児教育の充実

障がい児の可能性を伸ばし、自立を支援するため、関係諸学校及び福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい児教育の充実に努めます。

### ⑦ 社会参加・社会復帰の促進

ア 地域社会の協力やボランティア活動を交えた各種事業により、障がい者の積極的な社会参加を促進します。



イ 障がい者の社会復帰を図るため、授産施設への通所を促進するとともに、民間事業所や職業安定所と協力して、障がい者の雇用を促進します。

⑧ 福祉のまちづくりの推進

出入口のスロープ化や自動ドアの整備、車椅子で利用できるトイレ、点字ブロック、音の出る交通信号機の設置、段差の解消など利用者の意見を取り入れて、障がい者や高齢者にやさしい環境づくりに努めます。

⑨ 精神障がい者等の保護

精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行います。また、その発生の予防その他、町民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって精神障がい者等の福祉の増進及び町民の精神保健の向上を図ります。そのために、町は精神障がい者に対する正しい知識の普及のための広報活動等を積極的に行います。

#### 4 子どもに対する差別

##### (1) 現状と課題

子ども(下注)は、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されないことや、個性等の違いにより、差別の対象とされることが多くあります。

特に、わが国では、いじめ、不登校、児童虐待あるいは援助交際、麻薬など、子どもを取り巻く様々な問題が発生しています。また近年、町内においても核家族化の進行、共稼ぎ家庭の増加、離婚率の増加などにより、家族が、育児などの機能を十分果たせなくなるなど、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。さらに、社会的風潮も変化し非行の低年齢化などの問題も発生しています。これらの状況を踏まえて、子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育て家庭が生き生きとした生活を送ることができることへの支援や子育てと仕事の両立の支援など社会全体で、子どもの育てやすい環境や子どもを健全に育成していく環境づくりを進めていくことが重要です。

注) 子ども－原則として、18歳未満あるいは高校生までを対象とします。

##### (2) 施策の大綱

###### ① 子どもの利益の最大限の尊重

児童の権利の基本理念を定めた「児童憲章」や、児童の人間としての権利や自由の尊重と児童に対する保護と援助の促進を規定した「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの利益が最大限尊重(下注)され、あらゆる場面で本人の意向が配慮、尊重されるように周知するとともに、地方公共団体、学校、地域、家庭など社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進していきます。

注) 子どもの利益の最大限の尊重

児童の権利に関する条約第3条で「児童の最善の利益」として示されている概念をさし、管理・監督上の便宜等ではなく、当該児童の将来にとって「最も良い選択」をするべきであるということ。

###### ② 意識啓発の推進

###### ア 児童の権利に関する条約の趣旨の普及・啓発

児童行政の推進に当たっては、児童の権利を尊重した施策の充実を基本とし、サービスの受け手である子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する必要があります。そのため、児童行政に従事する関係機関等に「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容を徹底するとともに、幅広く普及啓発を行っていきます。

###### イ 互いを尊重する家庭づくり

子どもの発達を保障し、人権意識を育てる基礎はまず家庭にあります。保護者が、子どもであることを理由に自分の私物として扱い、人格を軽視することなく親権を適正に行使し、子どもの人間としての権利や自由を認めていくことができるよう、啓発を行っていきます。

また、女性の社会進出に伴うさまざまな課題に対応していくとともに、家庭において男女が子育ての責任を分かち合うよう啓発を行っていきます。

#### ウ 子育てに関する社会的関心の喚起

子どもを生み育てやすい環境づくりは、行政だけではなく、企業や団体、地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない課題であり、社会全体で子育てを支援していく機運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取組を促していきます。

#### エ 親となるための学習の推進

子どもが親になったとき子育てを楽しみ、健全に育成することができるよう、感受性豊かな時期から乳幼児とかかわる機会を設けて、親となるための学習や心構えの醸成を進めるなど、これから結婚・出産を迎える人々への啓発を推進していきます。

#### ③ 子育て環境づくりの推進

ア 子どもを生み育てやすい環境をつくるため、子育てや家庭の問題についての関心を深め、社会全体で子育てを支援していく気運を高揚していきます。

イ 鳥取県子育て支援基本計画に基づき、三朝町子育て支援計画(エンゼルプラン)を策定し、取り組みを推進します。妊婦や乳児などの健康診査や健康相談、予防知識の普及に努めます。

#### ④ 児童福祉の充実

子どもたちの健やかな成長を目指し、両親をはじめ保護者が安心して子育てができる環境をはじめ、子どもたちがのびのびと育つ環境、元気に遊べる環境づくりに努めるほか、地域ぐるみで子どもを育てていく体制づくりを推進します。

ア いじめ、不登校、虐待等様々な問題について、親、子ども自身などだれでも気軽に相談でき、子どもの権利が確保できるような相談体制の整備に努めるとともに、子育てを支援する制度に関する情報提供を充実します。

イ 子育てと仕事の両立支援や保育ニーズの多様化や保育内容の質的变化に対応するため、長時間保育や障害児保育などの整備を推進します。また、保育従事者の研修、交流を推進し、保育専門職としての資質の向上に努めます。

ウ 核家族化、共稼ぎ家庭の増加傾向の中で、特に放課後、小学校低学年児童が家に帰っても留守という状態があります。このため、放課後児童クラブ室を備えた児童館の設置など支援体制を推進します。

エ 児童数の動向等に配慮しながら、総合的に保育所の整備を推進します。また、児童の健全な保護・育成を図るため、児童の遊び場と学習の場づくりを推進します。

オ 児童の健全育成を図るため、子どもが自然とふれあう機会、地域の人々と交流する機会などの生活体験の場を提供していきます。また、子どもたちの自主的な仲間づくりの活動や地域の親たちによる活動などが活発となるよう促進していきます。

カ 児童の健全な育成に対する町民の正しい認識と理解を深めるため、教育分野と連携して、指導者の育成や子ども会、女性団体、青少年育成町民会議などの自主的活動を促進します。

#### ⑤ 母子・父子福祉等の充実

ア 民生児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、福祉事務所、児童相談所などによる生活相談、就労相談等の更なる利用の推進を図るとともに、母子年金、児童扶養手当の支給、医療費の助成をはじめ母子福祉資金の貸付制度等の活用などにより、生活意欲の醸成と早期の経済的自立の促進に務め、明るい家庭を築くための環境づくりを推進します。

イ 福祉に対する相談や様々な児童問題に対処し、適切な指導が行えるよう民生児童委員、主任児童委員、関係機関との連携を図るとともに、だれでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。

## 5 高齢者に対する差別

### (1) 現状と課題

平均寿命が伸び、人生 80 年時代を迎え、本町においても高齢化が急速に進展しています。年を取ると老化は避けることができないものであり、個人差はあるもののほとんどの人が、加齢とともに身体機能の低下などによりある程度の介護が必要な状況になります。

しかし、家族に過度の介護負担がかかると、身体的、精神的に余裕がなくなり、介護をめぐる家族内の不和などにより、高齢者の人格が軽んじられるなどの好ましくない状況が生じることがあります。このような状況を防止し、高齢者と家族を支援していくためには、住環境の整備や保健福祉サービスの充実、利用促進に努めるとともに、高齢者の意見を尊重しながら、高齢者を地域全体で支え合っていく仕組みを確立することが必要です。

このような状況のなかで本町においては、福祉センター(レスポワール)を拠点としてデイサービス事業、ホームヘルパーによる家庭訪問をはじめ、給食サービス、ショートステイ事業など在宅サービスを中心とした高齢者の福祉を推進しています。

しかし、今後も高齢者の比率は、さらに高くなる情勢であり、加えて、独り暮らしの老人や老入のみの世帯の増加、さらには 75 歳以上の後期高齢者の増加が予想されるなど高齢者福祉対策の充実が望まれます。

このため、国の「高齢者保健福祉推進十か年戦略:ゴールドプラン」の基本方針を踏まえ、平成 5 年度に策定された「三朝町保健福祉計画・にこにこプラン 21」に基づくほか、急速に変化する社会情勢に対応しながら、支援施設の整備や医療・介護に携わる人の確保、さらには高齢者の経験や技能、知識を生かした生産活動等による社会参加の機会づくりを積極的に推進していくことが必要となっています。また、平成 12 年 4 月 1 日からスタートする公的介護保険制度への適切な対応も、重要な課題です。

## (2) 施策の大綱

### ① 長寿の里づくり・高齢者の生きがい対策

ア 高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であり、尊敬の念をもって接する必要があること、高齢者の人格や意向、意見を尊重すること、プライバシーに十分な配慮を行う必要があることなどについて、意識啓発を行っていくこととします。また、健康で意欲のある高齢者に対して、豊富な経験と能力を社会に生かすことができるよう就労機会を提供するため、シルバー人材センターの設置等について検討します。

イ 地域における老人クラブ活動の活性化と組織化を一層推進するとともに高齢者の自主的な地域社会への参加を促進します。

ウ 生き甲斐づくりの一環として、花づくり、野菜づくりなどの生産活動への取り組みを促進します。

エ スポーツ、レクリエーション行事等の開催により、各世代間の交流と高齢者の体力づくりに努めます。

オ 高齢者の心のケアを推進するため、人権擁護委員等を中心に、相談体制を充実します。

### ② 雇用対策の推進

高齢化社会に対応し、60 歳定年を基盤とした 65 歳までの継続雇用の推進等高齢者雇用対策に努めるほか、高齢者の雇用機会の拡大を図るための合意づくりを推進します。

### ③ 在宅サービスの推進

高齢者を身近な生活圏で見守り、生活の自立支援活動を強化します。また、ホームヘルパーなどの派遣サービスを充実させるとともに、ショートステイ・デイサービス、日常生活用具の給付、貸付など在宅ケアサービスの機能強化を図ります。さらに、保健婦等の訪問指導、健康相談、機能回復訓練等の充実を期すほか、要介護老人住宅改造への助成など、保健・医療・福祉等各分野の連携を密にし、総合的な在宅高齢者福祉制度の整備を推進します。

### ④ 施設福祉の充実

介護者のいない寝たきり老人については、本人の意志を尊重し、施設入所等により、身体の状態に応じたサービスが受けられるよう努めます。

### ⑤ 住宅の整備

高齢者、障がい者が生活しやすい高齢者、障がい者向けの住宅の整備を推進します。

### ⑥ 公的介護保険制度への対応

公的介護保険制度が平成 12 年 4 月 1 日から円滑に実施できるよう体制を整備します。

## 6 外国人に対する差別

### (1) 現状と課題

町内には、平成 11 年 2 月 1 日現在、30 人の外国人が暮らしており、その数は増加しつつあります。

今後、外国人の数が増え、また、日本入と接する機会が増えると、人種、民族や生活習慣、宗教の違い等に起因する人権侵害など、様々な問題が起きてくる可能性があります。

本町は南フランスの温泉リゾート地、ラマルー・レ・バン町と友好姉妹都市提携し、世界に開かれた小さな国際文化都市を目指している町でもあるので、在住外国人の人権を尊重し、外国人が地域の一員として、共に生き生きと暮らすことができるような地域社会づくりに努めます。

### (2) 施策の大綱

- ① 町民の各種交流機会の提供を、計画的に推進します。
- ② 交流事業の円滑な推進を図るため、交流推進団体の事業の充実を図るとともに、町民の連携強化により、幅広く交流事業を推進します。
- ③ 国際交流推進団体の充実と幅広い世界各国との国際交流活動を推進します。
- ④ 国際交流活動の推進を図るため、ホームステイ、ホームビジット（下注）受入れボランティアの育成・充実に努めます。
- ⑤ 外国語講座の開設など、町民の語学力向上を推進します。
- ⑥ 外国語表示の案内板、サインなどの整備を図り、外国人にやさしい環境整備を推進し、国際交流のまちにふさわしいイメージの形成・定着を図ります。

注）ホームビジットー外国人や留学生に家庭生活をそのまま見せて、家族ぐるみで応接する制度。

## 7 個人プライバシーの保護

### (1) 現状と課題

近年、電話サービス、移動通信サービスなどの情報通信技術の進展には目ざましいものがあります。

公的部門においても、コンピュータ、インターネット等の急速な普及に伴い、多様化する行政需要に的確に対応できるようになったとともに、事務事業の効率化が図られ、行政サービスも飛躍的に向上させることができました。

しかし、情報化社会においては、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、個人の情報が本人の知らない間に広範かつ体系的に収集・利用され、収集された情報が外部に漏えいするといった個人の人権侵害のおそれが生じ、個人情報への取扱いに対する不安感が高まってきています。このため、今後、こうした状況を踏まえた個人情報の保護についての積極的な対策が必要となっています。

### (2) 施策の大綱

- ① 町の保有する情報の管理については、地方公務員法第 34 条により守秘義務が課せられており、職員がこれらの個人情報を取り扱う事務に従事する際には、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」とされています。この規定を重視し、個人情報の漏えいを防止するために、絶えず職員に対し徹底します。
- ② コンピュータを利用して個人情報を処理するに当たっては、三朝町電子計算組織に係る個人情報保護管理規則に基づいて、適切に処理します。
- ③ 目的外使用の禁止や、自己情報に係る開示請求権の保障などを盛り込んだ個人情報保護に関する条例の制定を目指す。
- ④ 結婚や就職などの際に行われる身元調査は、人権侵害や差別行為につながる恐れがあります。このため、ちらしの全戸配付、手引書の配付を行うなど、身元調査をなくす運動を推進します。

## 8 病気にかかっている人に対する差別

### (1) 現状と課題

我が国の社会においては、いま、なお様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及している状況になく、例えば感染症等、差別や偏見を受けるおそれの高い病気にかかっている人のなかには、社会的に様々な障害に直面している人も少なくありません。

このため、偏見・差別を除去するための取り組みや、安心して医療を受けられる社会を実現していく取り組みが必要です。

また、人権とプライバシーに配慮し、安心して暮らせる環境をつくりながら保健・福祉・医療を充実していく必要があります。

### (2) 施策の大綱

どんな病気にかかっている人も決して差別や偏見を受けることなく、そして、尊厳を傷つけられることなく、地域住民が一緒になって病気になっている人々を支え、すべての人が共に生きる社会づくりの取り組みを進めます。

特に、差別や偏見を受けるおそれの高い病気に関して、正しい認識と理解を図る取り組みを進めるとともに、人権とプライバシーに配慮した環境づくりと保健・福祉・医療施策を充実します。

## 9 その他の差別

### (1) 現状と課題

町内にはこのほかにも、生活をしていく上での、平野部と山間部との利便性の格差、職業、さらには高齢者や子ども達といったいわゆる交通弱者の問題など、差別につながりかねない問題があります。

これらの問題の中には、個人の努力で解決すべき部分もありますが、行政が地域の課題として、その解決に取り組まなければならない点もあるため、議会等関係団体の意見を聴きながら、すべての町民が公平な行政サービスを受けられる体制づくりを目指します。

### (2) 施策の大綱

① 山村地域の活性化を促すため、道路交通や通院、通学対策等暮らしのハンディキャップ解消に努めます。

#### ② 勤労者福祉の充実

勤労者の豊かな生活の実現を目指して、労働時間の短縮、育児休暇制度の活用及び促進など労働条件の改善を図るため、制度の普及・啓発に努めます。

③ 地域住民にバス利用を促し、高齢者、学生等住民生活に欠かせない路線バスの運行確保を図ります。

④ 通学路の安全確保を促進します。

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 (平成8年7月9日 鳥取県条例第15号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

### (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

### (県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

### (県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
（鳥取県人権尊重の社会づくり協議会）

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



## 三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年9月30日  
条例第33号

### (目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめ、あらゆる差別により、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、「国民は、すべての基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言及び「人を人として尊重しあう」を掲げた三朝町人権尊重の町宣言を基本理念に、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加による人権尊重の町の確立を図るとともに、差別のない住みよい三朝町の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上人権擁護等諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

### (人権啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体との連携による啓発事業の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

### (実態調査等の実施)

第6条 町は、施策の推進及び啓発事業充実のため、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 町長は、前項の実態調査を行うに当り、必要に応じて関係団体の意見を聞くことができる。

### (推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強めるとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

### (審議会の設置)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、三朝町差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 生涯学習の町づくり推進計画書 ～生き生きプラン21～

(人権関係部分抜粋)

## 第1章 総説

## 第2章 計画の背景と課題

## 第3章 基本構想

### (2) 心豊かで文化の薫り高い町づくり

#### ② 人権の確立に努める町づくり

人は生まれながらにして、誰にも何物にも侵されることのない、しあわせに生きる権利を持っており、この権利は当然にすべての人に保障されなければならない。しかし、生まれた地域をはじめ、様々な差によって、社会的に弱い立場に置かれている人の権利が侵されているのが現実である。同和問題をはじめ、女性・障がい者・子ども・高齢者・外国人・病気の人等の人権に関する問題の解決は特に重要である。プライバシーの保護も不可欠である。そのため、すべての人が同じ社会の中に共に生きる存在であり、誰もが平等であるという意識を醸成するとともに、差別や不合理な格差の解消に努め、互いの人権を尊重する社会の実現にむかって、すべての人々の努力を結集し、人権啓発や人権教育の一層の推進に努めます。

## 第4章 基本理念

### (1) 人を人として大切にすることを養う

すべて人間は一人の個人として尊重され、生命・自由及び幸福追求に対する権利を平等に持っており、誰にも侵すことは許されない。一人ひとりの存在は崇高なものであり、人種、信条、性別、社会的身分、更に個性、能力、その他の多様な差異によって人間の尊厳や命が侵されることがあってはならない。

誰もが、お互いの人権を尊重し、男女が共同して社会を構成しながら、「共に生きる」ことを深く自覚し、「共にしあわせな生涯を願って生きている」ことを認識することが人間としての基本である。そのため、自分自身を大切にしながらも、自分だけを中心にして考え行動するのではなく一人ひとりの命と尊厳を重視し、それを自分の存在と同様に尊重し認知する「豊かな心」・「人を人として大切にすることを養うことが不可欠である。

## 第5章 学習目標と学習メニュー

### (2) 発達期毎の課題と目標

| 区分   | 活動名     | 目的・ねらい  | 推進方法                                 | 推進主体         |
|------|---------|---|--------------------------------------|--------------|
| 乳幼児期 | 人権教育の推進 | みんなと仲良くする子、思いやりのある優しい子を育てる。<br>人権を大切にすることを育てる保育 | 保育園・育児サロンの学習の場を開設する。年間指導計画書を作成し実施する。 | 人推協<br>保育園   |
| 児童期  | 人権教育の推進 | みんなと仲良く思いやりの心で接し、相手の身になって考える子どもを育てる。            | 道徳・同和問題学習の時間を使って学校教育の中で実施する。         | 人推協<br>小学校   |
| 青年前期 | 人権教育の推進 | みんなと仲良く思いやりの心で接し、差別を許さない子を育てる。                  | 道徳・同和問題学習の時間を利用して学校教育の中で実施する。        | 人推協<br>中学・高校 |
| 青年後期 | 人権教育の推進 | 人権を尊重し、相手の身になって考え行動する人間性を養うとともに差別を許さない心を        | 各職場・団体での学習機会を設定する。                   | 人推協          |

|     |         |   |   |                         |
|-----|---------|---|---|-------------------------|
|     |         | 育てる。                                      |   |                         |
| 成人期 | 人権教育の推進 | 人権の尊重を確立させ、予断と偏見によるさまざまな差別を解消する。          | 人推協を中核として、学校、家庭、地域社会に係わるすべての機会を通じて実施する。 | 人推協<br>中央公民館<br>小・中学校   |
| 高齢期 | 人権教育の推進 | 差別の歴史と同和対策の現状を学び、人権尊重を確立し、差別を引き継がないようにする。 | 老人クラブ・高齢者学級での学習会を開催する。                  | 人推協<br>中央公民館<br>社会福祉協議会 |

## 三朝町人権教育推進協議会規約

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この会は、全町民に人権問題についての正しい認識をひろげるとともに、差別からの完全解放を目指す人権教育を推進することを目的とする。

#### (名 称)

第2条 この会は、三朝町人権教育推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

#### (事務所)

第3条 本会の事務所は、三朝町教育委員会事務局に置く。

#### (事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権教育の学習内容及び実践方法等の研究を行うこと。
- (2) 人権教育に関する研修・講習を行うこと。
- (3) 資料の収集、作成、提供を行うこと。
- (4) 各種の団体・機関等の連携と相互の経験交流を行うこと。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業を行うこと。

### 第2章 組 織

#### (会 員)

第5条 本会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 小・中学校教職員
- (2) 地域協議会関係者
- (3) 各種委員
- (4) 町職員
- (5) 社会教育・社会福祉団体関係者
- (6) 観光商工関係者
- (7) 解放運動の実践者
- (8) その他本会の趣旨に賛同する者

#### (役 員)

第6条 本会に会長1名、副会長3名、部会長4名、専門委員長3名、監事2名を置く。ただし、部会に副部会長を置くことができるものとする。

2 会長、副会長、監事は総会において選出する。

3 部会長・専門委員長は、それぞれ各部会員及び専門委員会員の互選により選出する。

#### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部会長・専門委員は、それぞれ各部会及び専門委員会の企画運営にあたる。

4 監事は本会の会計を監査する。

#### (幹 事)

第8条 部会に幹事を置く。

2 幹事は若干名とし、部会長が委嘱する。

3 幹事は、部会の庶務、会計事務に従事する。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任満期後も後任者が就任するまではその職務を継続して行う。

### 第3章 会 議

#### (総 会)

第10条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

2 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (2) 規約の改廃
- (3) その他重要な事項

#### (役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認める時、随時招集する。

#### (部会及び専門委員会)

第12条 部会・専門委員会は、それぞれ各部会長及び専門委員長が招集し、人権教育の推進について研究実践をする。

2 部会は、次のとおりとする。

- (1) 保育・学校部会
- (2) 社会教育部会
- (3) 行政部会
- (4) 事業所部会

3 部会に推進員を置くこととする。

4 専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 教育研究委員会
- (3) 広報啓発委員会

5 専門委員会に委員若干名を置くこととする。

### 第4章 会 計

#### (経 費)

第13条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

#### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 補 則

#### (委 任)

第15条 本会の運営にあたり必要な事項は、この規約の定めるもののほか役員会で決める。

#### 附 則

この規約は、昭和50年8月12日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和59年6月23日から施行する。

#### 附 則

この規約は、昭和62年6月27日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成6年5月27日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成14年5月14日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成17年5月20日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成28年5月30日から施行する。

# 三朝町人権教育推進協議会組織図

